

平成24年12月24日

利用料金の減免手続変更のお知らせ

愛知県総合射撃場

平成25年1月1日より利用料金の減免に係る申請書の提出が不要となります。減免申請をされる方は、受付窓口で下記に該当する手帳を提示してください。

なお、対象となる方・対象施設・減免等の割合は従前どおりです。

記

○対象となる方

身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者の手帳の交付を受けている方
(身体障害者)

※銃砲所持許可証を所持している方のみが対象となります。

※介護者は障害のある方一人につき1名まで免除が受けられます。

○対象施設 (いずれも個人利用を対象とします)

第1射撃場、第2射撃場、第3射撃場、第4射撃場

○手続き

減免申請をされる方は、交付を受けている手帳を受付窓口で提示してください。

○減免等の割合

利用料金の全部減免 (但し、第4射撃場は射場使用料のみ)